

# 運 営 規 程

## 共生型放課後等デイサービス 夢ふうせん ほんごう 運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社エムリンク札幌が開設する共生型放課後等デイサービス夢ふうせんほんごう（以下「事業所」という。）が行う児童福祉法に基づく指定放課後等デイサービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従業者が通所給付決定保護者及び障害児に対し、適正な放課後等デイサービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業所は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の特性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することとその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定放課後等デイサービスを提供する。
- 2 事業所は、障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定放課後等デイサービスの提供に努める。
  - 3 事業所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。
  - 4 事業所は、障害児の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずる。
  - 5 事業の実施にあたっては、前4項の他、関係法令等を遵守する。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 共生型放課後等デイサービス 夢ふうせん ほんごう
- 2 所在地 北海道勇払郡厚真町字本郷236番地6

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 2 介護支援専門員 1名
- 3 児童支援員 9名以上  
従業者は、指定放課後等デイサービスの提供を行う時間帯を通じて、指定放課

後等デイサービスの提供に当たる。

4 看護従事者 1名（常勤職員）

看護従事者は、障害児の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を図るほか、保健衛生上の管理を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 年中無休

2 営業時間 午前10時00分～午後6時00分

（指定放課後等デイサービスの定員）

第6条 事業所の指定放課後等デイサービスの登録定員は、併設する小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員との合計人数で、24名以下とする。

2 事業所は、前項の定員を超えて指定放課後等デイサービスの提供を行わないものとする。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

（指定放課後等デイサービスの内容及び放課後等デイサービス計画の作成）

第7条 この事業所が提供する指定放課後等デイサービスの提供方法は次のとおりとする。

(1) 事業所は、放課後等デイサービス計画に基づき、障害児の心身の状況に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定放課後等デイサービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮する。

(2) 従業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。

(3) 事業所は、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(4) 事業所が行う指定放課後等デイサービスの内容は次の通りとする。

①自立支援と日常生活の充実のための活動

共生型の特性である経験豊富な大人（高齢者）との関わりを経て、子どもの発達に応じて必要となる基本的日常生活動作や自立生活を支援するための活動を行うとともに、成功体験・自己肯定感を蓄積するよう支援します。

②創作活動

ガラス温室内で季節毎に野菜等を育てるプログラムを設け、自然に触れる機会並びに季節の変化に興味を持てるよう支援します。

③地域交流の機会の提供

障害があるがゆえに子どもの社会生活や経験の範囲が制限されてしまわないように、共生型の特性である経験豊富な大人（高齢者）と日常的に関わりながら暮らすことを通して、有形無形の社会性を身につけるよう支援します。

④余暇の提供

子どもが自己選択して取り組む経験を積んでいくために、多彩なプログラムを用意し、経験豊富な大人（高齢者）と日常的に関わりながら暮らし、お互いに無理せず見守る環境のなか、ゆったりとした雰囲気の中で行えるように工夫します。

- 2 この事業所は次のとおり放課後等デイサービス計画を作成する。
  - (1) 管理者または、併設する小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員若しくは、児童支援員等（以下「管理者等」という。）は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上で適切な支援内容の検討を行う。
  - (2) 管理者等は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接を行う。この場合において、管理者等は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得る。
  - (3) 管理者等は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの具体的内容、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した放課後等デイサービス計画の原案を作成する。この場合において、障害児の家族に対する援助及び事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて放課後等デイサービス計画の原案に位置付けるよう努める。
  - (4) 管理者等は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、放課後等デイサービス計画の原案について意見を求める。
  - (5) 管理者等は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該放課後等デイサービス計画について説明し、文書によりその同意を得る。
  - (6) 管理者は、放課後等デイサービス計画の作成をした際には、当該放課後等デイサービス計画を通所給付決定保護者に交付する。
  - (7) 管理者等は、放課後等デイサービス計画の作成後、放課後等デイサービス計画の実施状況の把握（障害児についても継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6ヶ月に1回以上、放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて、当該放課後等デイサービス計画の変更を行う。
  - (8) 管理者等は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事業のない限り、次に定めるところにより行う。
    - ア 定期的に通所給付決定保護者と障害児に面接する
    - イ 定期的にモニタリングの結果を記録する
  - (9) 第2項（1）から（6）までは放課後等デイサービス計画の変更についても準

用する。

(通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額)

第8条 事業所は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業所は、前2項の支払いを受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができるものとする。この場合の利用料金については、別表に定める。

(1) 日用品費

(2) 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当であるもの

4 事業所は、前3項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対して交付する。

5 事業所は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得える。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は厚真町全域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 サービスを利用するにあたって、通所給付決定保護者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の通所給付決定保護者及び障害児に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時における対応)

第11条 事業所は、指定放課後等デイサービスの提供中に障害児の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関等、及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は障害児の避難等適切な措置を講ずる。管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び関係機関等との連携方法を確認し、災害発生に備える。

2 非常災害に備え、避難訓練を年2回行う。

- 3 事業所は、訓練の実施に当たって地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情解決)

第 13 条 提供した指定放課後等デイサービスに関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、提供した指定放課後等デイサービスに関し、法の定めるところにより、北海道知事又は市町村長（以下「北海道知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示若しくは提出の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して北海道知事等が行う調査に協力するとともに、北海道知事等から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、北海道知事等から求めがあった場合には、前項の改善の内容を北海道知事等に報告する。
- 5 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により調査又はあっせんに協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 14 条 事業所は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第 2 条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為は行わない。また、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、苦情解決体制を整備するとともに、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(感染症対策に関する事項)

第 15 条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第 16 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を次の通りも受けるものとし、また、業務の執行体制を検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 研修プログラム 年 8 回実施（予定）

研修に参加出来なかった職員に対しては、事業所内で参加した職員による事業所内研修を実施することで、資質向上に努める。

- 2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定障害児入所施設等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して障害児又はその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておく。
- 5 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、障害児に対する放課後等デイサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定放課後等デイサービスを提供した日から 5 年間保存する。
  - (1) 指定放課後等デイサービスに係る必要な事項の提供の記録
  - (2) 放課後等デイサービス計画
  - (3) 市町村への通知に係る記録
  - (4) 身体拘束等の記録
  - (5) 苦情の内容等の記録
  - (6) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社エムリンク札幌と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 7 障害児の支援を行う上で、指定放課後等デイサービス事業者から次の通り必要な技術的支援を受けます。

- (1) 技術的支援を行う施設（以下「支援事業所」という。）  
法人名：合同会社 アッサンブラージュ  
事業所名：わくわく Seed
- (2) 共生型サービスを適切に提供するために得るべき知識・技術習得策の内容
- ・障害児とのコミュニケーション技術
  - ・障害児の障害特性とその対応方法
  - ・サービスの質の確保に留意している点
  - ・事故の安全面で注意している点 等
- (3) 前項の知識・技術習得のために支援事業所からの技術的支援の具体策
- ・支援事業所が実施する研修や勉強会に参加する
  - ・支援事業所への現場見学とそこでの実習
  - ・支援事業所からの助言（電話、メール、職員に直接きてもらう等）

第 18 条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

第 19 条 事業所は、すべての従業者等に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

第 20 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

#### 附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 実費負担となるサービスについて（第8条関係）

サービス	費用
創作活動材料費	創作活動等における材料の実費
おやつ代	おやつに係る費用として50円
昼食代	450円